

口蹄疫被害の拡大に伴い雇用調整助成金の支給要件を緩和します。

事業主の雇用維持を迅速に支援するため、事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月にします。

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。本助成金は、口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができますが、平成22年5月25日から、口蹄疫被害の拡大に伴い利用する場合の支給要件を緩和することとします。

事業主の皆様におかれましては、本助成金の利用により、雇用する従業員の雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

※ 口蹄疫被害を直接的な理由とした畜産農家の事業活動の縮小については、本助成金の対象になりませんが、当該畜産農家に対する経済的支援については、農林水産省のホームページをご覧ください。

◆支給要件緩和の内容

雇用調整助成金を利用するに当たっては、経済上の理由により事業活動が縮小していることが要件になりますが、口蹄疫被害の拡大に伴い利用する場合については、「事業活動の縮小」の確認方法を以下のとおり緩和します。

<現行の確認方法>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、その直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所であること。

※赤字の中小企業の場合は、5%未満の減少でも可能。

<改正後の確認方法>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、その直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所であること。

※赤字の中小企業の場合は、5%未満の減少でも可能。

※ 本助成金の支給に当たっては、いくつか要件がありますので、詳細については、まず下記まで問い合わせください。

〔雇用調整助成金問合せ先〕

宮崎労働局職業安定部職業対策課 助成金申請受付コーナー

電話 0985-38-8824